Grant Thornton
An instinct for growth™

IFRS News

Quarter 3 2016

vol. 30

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準（IFRS）に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2016年3回目となる本号では、英国におけるEU離脱の決定が財務報告に及ぼす可能性のある影響に注目します。次に、国際会計基準審議会（IASB）が最近行ったIFRSの修正及び修正案について検討した後、グラントソントンにおけるその他のIFRS関連ニュースについて説明します。

本IFRSニュースの後半では、さまざまな財務報告関連動向に目を向けます。さらに、本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。

目次

「ブレグジット」が財務報告に及ぼす可能性のある影響	3
IASBはIFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正を公表	5
IASBは事業の定義の明確化を検討	7
IFRS第9号の減損の要求事項の適用	9
ESMAがIFRS第15号に関するパブリック・ステートメントを公表	12
英国の代表がEFRAGの金融商品ワーキング・グループに任命される	14
グラントソントンの代表がフランスの技術組織に任命される	14
US GAAPとIFRSの比較に関する手引きを更新	15
Edward Haygarthがロンドン勅許会計士協会の会長に任命される	15
その他のトピック－概要	16
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	20

「ブレグジット」が財務報告に及ぼす可能性のある影響

2016年6月23日に、英国は欧州連合（EU）離脱を決議した。本決定の即時の反応は、世界的な成長の観点から否定的なものであり、以下で説明する財務報告に及ぼす可能性のあるさまざまな影響が提起されている。これらの問題は英国や他のヨーロッパ諸国で事業を行う企業にとって特に重大である可能性が高い。とはいえ、世界経済が相互に関連し合っていることを考えると、すべての企業に関連する可能性がある。

背景情報

英国では、2016年6月23日に、EUから離脱すべきか残留すべきかを決定する国民投票が実施されました。離脱支持が52%で、残留支持の48%を上回りました。英国がリスボン条約第50条に基づきEU離脱の意思を正式に通知すると、離脱交渉に2年の猶予期間が与えられることになります。

すべての企業にとって、特にリスク及び感応度分析に関する明確な開示に焦点を当て続けることが重要となる

財務報告上の影響

英国のEU離脱決定による長期的影響は、具体的な離脱交渉の結果、及び世界各国の政策立案者、投資家及び中央銀行の反応に左右されるため、それらを予測することは困難です。明確なのは、国民投票の結果はすでに通貨及び株式市場に著しいボラティリティを生じさせており、決定直後にポンドは対ドルで30年ぶりの安値を付けました（本刊行物を執筆時にはわずかに値を戻しています）。

イングランド銀行総裁は、最近の市場のボラティリティに加え、離脱決定を受けて英国の景気見通しが悪化しており、近いうちにある程度の経済介入が必要となる可能性が高いという自身の見解を明らかにしました。また、国際通貨基金（IMF）は、7月に、ブレグジットがもたらす経済、政治、制度面での不確実性の「大幅な」増大についてコメントしました。IMFは、2017年の世界経済見通しを0.1%下方修正した3.4%としており、こうした見通しは、ブレグジットの件がなければ、若干の上方修正がされていたであろうと述べました。

これらの事象が企業にどのような影響を与えるのかは、EU圏の顧客や仕入先との取引数及び景気低迷が企業の製品需要に影響を与える程度などの主要な要因によって異なります。4ページの表は、最近の事象から生じる可能性のある財務報告上の影響のいくつかを取り上げています。

生じ得る財務報告上の影響

基準	論点
IAS第1号「財務諸表の表示」	• 重要な判断及び見積りの不確実性の発生要因の開示（減損は特に注視すべき領域である可能性がある） • 財務制限条項の遵守（非流動から流動への負債の分類変更の可能性） • 重大な為替エクスポージャーを有する企業（英国へ輸出するEU企業又はEUからの輸入が高水準にある英国企業など）のうち、適切なリスク管理プロセスを設けていない企業についての継続企業に対する潜在的影響
IAS第2号「棚卸資産」	• 以下の事項に対する潜在的影響を考慮する: －棚卸資産の正味実現可能価額 －数量リベートの規準を満たす能力 －設備稼働率及び間接費の配賦率
IAS第10号「後発事象」	• 事業年度が2016年6月23日以前に終了する企業については、離脱決定による影響は修正を要しない後発事象である（すなわち開示のみ） • 以下のような貸借対照表日後の項目については開示が拡充される可能性がある: －リストラクチャリング －事業の廃止
IAS第12号「法人所得税」	• 景気後退が実際に生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性が低下する可能性があり、将来の収益性の予測の低下につながる。
IAS第21号「外国為替レート変動の影響」	• 為替レート変動の潜在的影響については、以下の事項を含め、考慮する必要がある: －収益と費用を換算する際に為替レートの近似値として平均レートを使用することは適切であるかどうか
IAS第36号「資産の減損」	• 減損の兆候が以下の事項により生じる可能性がある: －市場価値の著しい低下 －市場の変動 －不安定性の増大及び信用格付けの引下げに起因する割引率の上昇 • 回収可能価額の低下により生じ得る減損（資産の公正価値の低下及び／又は使用価値に関連するキャッシュ・フローの減少）
IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	• 英国におけるEU離脱の決定を受けて、景気後退が生じる場合には、以下の事項を考慮する必要があるかもしれない: －不利となる契約 －契約条件の変更による訴訟 －再編及び余剰人員解雇の可能性 －割引率に対する影響
IAS第38号「無形資産」	• 開発プロジェクトの実行可能性が低下しているかどうか（生じ得る減損の見直しの必要性）
IAS第32号「金融商品:表示」	• 転換社債に係る条件変更に関するガイダンスを考慮する必要があるかもしれない
IAS第39号「金融商品:認識及び測定」	• 活発な市場における相場価格がない資本性金融商品の公正価値を信頼性をもって測定することがより困難となる • 信用リスクの増大により生じ得る金融資産の減損 • 例えば、以下の事項から生じるヘッジ会計に対する潜在的影響: －可能性の高い予定取引が発生しなくなる －相手方の信用リスクの悪化
IFRS第2号「株式に基づく報酬」	• 以下の事項の結果として、株式に基づく報酬の会計処理に潜在的影響が及ぶ可能性がある: －余剰人員解雇（取消し又は勤務条件が充足されていない） －権利確定条件ー株式市場条件又は業績条件が充足されていない －代替及びオプションの価格改定
IFRS第3号「企業結合」	• 英国のEU離脱決定前の企業結合で約束した条件付対価の事後の公正価値変動は、変動期間の純損益に影響を与えるが、当初の購入価格の配分には影響を与えない。

IASBはIFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正を公表

IASBは、「株式に基づく報酬取引の分類及び測定（IFRS第2号の修正）」を公表した。

本修正は、当初はIFRS解釈指針委員会（IFRIC）に付託されていた以下の事項を取り上げたIFRS第2号「株式に基づく報酬」に対する3つの変更をまとめたものです:

- 権利確定条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響の会計処理
- 源泉徴収義務についての純額決済の要素を有する株式に基づく報酬取引の分類
- 株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する条件変更の会計処理

これらの変更について、以下で詳細に説明しています。

権利確定条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響

IFRSは、権利確定条件及び権利確定条件以外の条件が、現金決済型の株式に基づく報酬取引において生じる負債の公正価値の測定に与える影響を具体的に扱ってはいません。本修正では、これらの条件の会計処理はIFRS第2号の持分決済型の株式に基づく報酬と整合的に会計処理されなければならないことを明確化することによって、こうしたガイダンスの欠如に対処しています。

つまり、現金決済型の報酬の公正価値は、勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件については考慮せず、株式市場条件及び権利確定条件以外の条件を考慮して測定されます（これは、付与した現金決済型の株式に基づく報酬の公正価値を見積る際並びに各報告期間の末日現在及び決済日現在に公正価値を再測定する際に適用されます）。認識した費用の累計額は、最終的に権利確定すると見込まれる報酬の数を基礎として調整されます（「調整（true-up）」の仕組みと呼ばれています）。

源泉徴収義務についての純額決済の要素を有する株式に基づく報酬取引の分類

2つ目の修正では、特定の種類の株式に基づく報酬スキームの会計処理を扱っています。多くの法域では、株式に基づく報酬に関連した従業員の納税義務に係る金額を源泉徴収して当該金額を課税当局に（通常は現金で）移転することを企業に義務づけています。結果として、スキームの中には、その条件により、企業が、従業員に発行されるはずの資本性金融商品の数から、従業員の納税義務の貨幣価値と同額とするのに必要な数の資本性金融商品を控除することを要求しているものもあります（「純額決済」の要素と呼ばれています）。

株式に基づく報酬のうち源泉徴収された部分は、株式に基づく報酬の全体が持分決済型の株式に基づく報酬取引に分類されていた場合には、現金決済型とすべきなのか持分決済型とすべきなのかに関するガイダンスの要請を受けたことにより、本修正は行われています。

本修正では、この種の強制純額決済の要素を有するスキームは、その全体を持分決済型として分類する（純額決済の要素を有していなければ、スキームの全体が持分決済型として分類されると想定して）というガイダンスをIFRS第2号に追加しています。

企業は、従業員の納税義務を決済するにあたり、必要に応じて、課税当局に移転すると見込んでいる金額の見積りを開示しなければなりません。

株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する条件変更の会計処理

3つ目の修正では、株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する条件変更の会計処理を扱っています。

このような状況は、IFRS第2号ではこれまで扱われていなかったため、IASBは以下のとおり本基準を修正しました:

- 株式に基づく報酬取引は、条件変更の結果として付与した資本性金融商品の条件変更日の公正価値を参照して測定する。
- 当初の現金決済型の株式に基づく報酬に関して認識した負債は条件変更時に認識の中止を行い、持分決済型の株式に基づく報酬を、サービスが条件変更日までに提供されている範囲で(資本に)認識する。
- 条件変更日現在の負債の帳簿価額と同日現在で資本に認識されている金額との差額を、直ちに純損益に計上する。

本ガイダンスは、条件変更により、株式に基づく報酬取引の権利確定期間に変更が生じる状況に対しても適用されます。

また、本修正では、取り消された現金決済型の株式に基づく報酬の代替として識別されていた資本性金融商品の付与に関するガイダンスも示されています。

発効日

企業は、本修正を2018年1月1日以後開始する事業年度について適用することを義務づけられており、早期適用が認められます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IFRS第2号の修正を支持します。これらは、実際的であり、かつ、IFRS第2号で現在、具体的には扱われていない3つの領域を明確化するであろうと考えています。

しかし、IFRS第2号が公表されて以降、何度も修正が行われていることと、不釣り合いな数の解釈指針の要請を生じさせているように見えることについても留意しています。そのため、私どもは、IASBがやがて広範なレビューにつながる可能性のある調査研究プロジェクトを開始したことを歓迎しています。

IASBは事業の定義の明確化を検討

IASBは、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の修正案を公表した。公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」は、以下の事項を提供することを目指している:

- IFRS第3号を適用する際に事業と資産グループを区別する助けとするための明瞭性のより高い適用指針
- 企業が事業に対する支配又は共同支配を獲得する場合に、当該事業に対して従来保有していた持分をどのように会計処理すべきかについての明確化

修正案について以下で詳細に検討しています:

事業の定義

2014年と2015年に実施されたIASBのIFRS第3号の適用後レビューでは、事業の定義の適用が困難であると考えられていることが明らかになりました。企業結合についてのIFRSにおける会計処理の要求事項は資産の取得と大きく異なっている(例えば、のれん、取引コスト、繰延税金などの認識に与える影響)ため、これは重要な論点です。

したがって、本修正案は、IFRS第3号を適用する際に事業と資産グループを区別する助けとするための明瞭性のより高い適用指針を企業に提供することを意図しています。要約すると、IASBは以下の事項を提案しています:

- 事業とみなされるためには、取得した活動及び資産の組合せは、最低限、組み合わせてアウトプットの創出に寄与する能力を有するインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならない旨を明確化する。
- 活動及び資産の組合せは、欠けている要素を市場参加者が入れ替えてアウトプットの生産を継続することができる場合には、事業であるというIFRS第3号における記述を削除する(当審議会がこの変更を提案した理由は、評価の基礎とすべきなのは何を取得したのかであり、ある市場参加者が取得した活動及び資産をどのように統合できる可能性があるかではないと考えるからである)。
- アウトプットの定義を顧客に提供される財又はサービスに焦点を当てるように改訂するとともに、コストを低減する能力への言及を削除する。
- 活動及び資産の組合せは、取引日時点で、取得した総資産(すなわち、取得した識別可能な資産及び識別不能な資産)の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産又は類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、事業ではないものとみなす。
- 実質的なプロセスが取得されたかどうかを判定する助けとなるガイダンスを追加する(取得した外部委託契約が、実質的なプロセスを遂行する組織化された労働力へのアクセスを提供するものと考えられる場合がある旨の明確化を含む)。
- 何が事業と考えられるのかの解釈に役立つ設例を追加する。
- 企業は今回の修正の発効日よりも前に生じた取引に修正案を適用することを要求されない。その理由は、これらの提案の遡及適用はコストが高く実行不可能である場合があるとIASBが考えているからである。

事業に対して従来保有していた持分の会計処理

本変更は、IASBが、以下の2種類の取引における共同支配事業の資産及び負債に対して従来保有していた持分の会計処理に際して、実務に不統一があるとの情報を得たことにより提案されています:

- 企業が共同支配事業である事業に対する支配を獲得する取引
- 企業が共同支配事業である事業に対する共同支配を獲得する取引

IFRS第3号及びIFRS第11号の修正案は、これらの種類の取引のそれぞれの会計処理を明確化することを意図したものです。

1つ目の種類の取引では、IASBは、企業が共同支配事業である事業に対する支配を獲得する場合には、段階的に達成される企業結合として会計処理すべきことを明確化するようIFRS第3号を修正することを提案しています。したがって、取得企業は、段階的に達成される企業結合についての要求事項を、共同支配事業に対して従来保有していた持分の再測定を含めて、適用しなければなりません。IASBは、当該取引が共同支配事業に対する持分の性質や当該持分を取り巻く経済的状況の著しい変化を生じるため、こうした会計処理が適切であると考えています。

2つ目の種類の取引では、IASBは、共同支配事業の資産及び負債に対して従来保有していた持分を会計処理する際の実務に不統一があることをIFRS解釈指針委員会を通じて知りました。特に、投資者が共同支配を獲得する場合に、段階的に達成される企業結合の会計処理に関する原則を従来保有していた持分に適用するのかどうかに関して、さまざまな見解が存在していました。

IASBは、企業は共同支配事業の資産及び負債に対して従来保有していた持分を再測定すべきではないと提案しています。IASBの見解としては、この取引は共同支配事業の資産及び負債に対する持分の性質を変化させるものであるが、企業集団の境界の変更や共同支配事業に対して従来保有していた持分の会計処理方法の変更を生じるものではありません。

IASBは、両修正案は、適用される場合には、将来に向かって適用することを提案しています。

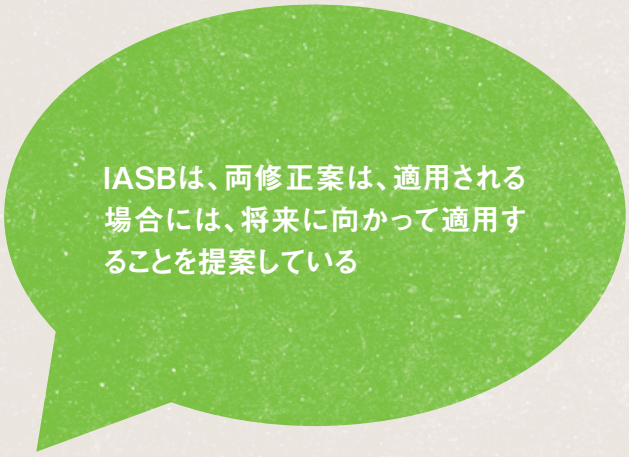

IFRS第9号の減損の要求事項の適用

グラントソントンを含む6大国際会計ネットワークの代表によるグローバルフォーラムであるGlobal Public Policy Committee（GPPC）は、6月に「銀行によるIFRS第9号の減損の要求事項の適用」（本ペーパー）を公表した。

本ペーパーは、システム上重要な金融機関の監査委員会を対象としており、IFRS第9号「金融商品」の減損の要求事項の適用における重要な問題に関するGPPCメンバーの総意を表すものです。本ペーパーは、システム上重要な銀行に焦点を当てているものの、示されているガイダンスは金融機関全体に役立つと思われます。

本ペーパーの概要

IFRS第9号における予想信用損失（ELC）の会計処理に関する新しい要求事項の導入は、それらが2018年に発効する際に銀行の財務報告にとって重大な変更となります。グローバルな資本市場や経済全体における銀行の重要性を考慮すると、本新基準を効果的に適用することにより、多くの人々が恩恵を受けられる可能性があります。逆に、目的にかなわないアプローチに基づき質の低い適用をすれば、信頼を損なう危険性があります。したがって、本ペーパーは、監査委員会が、経営者によるIFRS第9号の減損の要求事項の高品質な適用に向けた進捗状況を評価する助けとなるよう設計されています。このような目的で、本ペーパーは、以下の2つの主要なセクションに分かれています:

セクション 1: ガバナンスに責任を負う者が注目すべき領域

本ペーパーの最初のセクションは以下の主要な領域を扱っています:

ECLモデル及びプロセスに関する強固なガバナンス及び統制の重要性	• 本ペーパーは、財務機能の領域がECLの見積りプロセスに主要なインプット(将来のマクロ経済条件の予測など)を提供し、新しい方法で監査人の監視の対象となることを明らかにしている。
高度化及び相対性に関する検討	• 本ペーパーは、GPPCのネットワークが、万能のアプローチは存在しないと考えており、すべての機関及びすべてのポートフォリオにわたり、適用のレベルが同じように高度であることは求めていないと示している。 しかし、GPPCのネットワークは、適用の高度化がポートフォリオの複雑性や重要性に比例することは求めており、重要な及び複雑なポートフォリオでは高度なアプローチが要求される。
移行に関する主要な問題	• 本ペーパでは、IFRS第9号は既存の信用に関する実務を基礎としているが、新しいプロセス(特に、IFRS第9号に従ったECLの見積りに関して)の開発についても要求する可能性があることを明らかにしている。
ガバナンスに責任を負う者が議論することを望むであろう10の質問事項	• 本ペーパーは、経営者によるIFRS第9号の減損の要求事項の適用の質を評価する助けとなるよう、監査委員会が経営陣と議論することを望むであろう質問事項を示している。

セクション 2: モデリングの原則

本ペーパーの2つ目のセクションでは、以下の主要な領域について扱い、検討している:

ECLの方法論	• IFRS第9号に基づく12か月のECL及び全期間のECLの見積りに関する全体のフレームワーク。
債務不履行	• 金融機関が現在使用する債務不履行の定義にはさまざまなものがあり得る(特に、法律上の定義、内部的に使用される信用の定義及び規制上の定義)。本領域では、IFRS第9号の目的上、銀行が債務不履行をどのように定義し、これらの異なる定義に対処しうるのかを検討している。
債務不履行の発生確率	• 12か月の債務不履行の発生確率(PD)と全期間におけるPDの両方は、IFRS第9号及び規制上の定義との関係に対して算出される。
エクスポージャー	• 債務不履行時のエクスポージャー(EAD)及びエクスポージャーの期間は、IFRS第9号及び規制上の定義との関係に対してどのように算出されるのか。
債務不履行時の損失率(LGD)	• 特に、将来予測的情報の組込み、及び規制上の定義との関係に焦点を当てて、LGDはIFRS第9号に対してどのように算出されるのか。
割引	• IFRS第9号に基づく実効金利(EIR)の適用と割引の相互関係(特に、IAS第39号に基づく現在のEIRの近似値の使用が、IFRS第9号のECLの見積りの目的上、引き続き適切であるのかどうか疑問視される)。
段階的評価	• 機関がIFRS第9号について段階的評価を行う際に使用することができる技法及びアプローチ。
将来予測的情報	• 銀行は、複数の将来予測的なシナリオの検討を含め、異なる将来予測的情報をIFRS第9号のECLの見積りにどのように組み込むことができるのか。

モデリングの原則のセクションに含まれる上記の各領域では、以下の事項に関する議論を表示しています:

- より複雑な又は重要な機関又はポートフォリオに適切となり得る高度なアプローチ
- 比較的複雑でない又は重要でない機関又はポートフォリオに適切となり得るより単純なアプローチ
- IFRS第9号の高品質な適用とは不整合となるアプローチ

その他の検討事項

私どもは、規制当局、監査人及び作成者の見解が、時間がたつにつれ変化していくと考えており、本ペーパーは、高品質なIFRS第9号のECLの見積プロセスを構成するであろうものについての議論を終了させるものではありません。本ペーパーは、権威があるものではなく、主として、システム上重要な銀行を対象としています。しかし、その他の金融機関がIFRS第9号の適用に取り組む際に検討すべき重要な文書であると私どもは考えています。同様に、銀行は、バーゼル銀行監督委員会の信用リスク及び予想信用損失会計に関するガイダンスにおける指針についても検討しなければなりません。

EUにおけるIFRS第9号の承認

EUにおけるIFRS第9号の承認は、承認を支持するEUの会計規制委員会が6月に行った投票結果を受け、2016年の第4四半期になる見込みである

本ペーパーは、システム上重要な銀行に焦点を当てているが、そのガイダンスは金融機関全体に役立つと思われる

ESMAがIFRS第15号に関するパブリック・ステートメントを公表

欧州証券市場監督局（ESMA）は、「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の適用時における検討事項」と題するパブリック・ステートメントを公表した。

本ステートメントは、欧州の上場企業によるIFRS第15号の首尾一貫した適用を推進することを意図したものです。しかし、ESMAの提案は、2018年のIFRS第15号の適用日が近づく中、欧州以外の企業にとっても興味深いものでしょう。

本ステートメントは、以下で説明する4つの個別のパートに分類されています。

IFRS第15号の適用及び影響に関する透明性

ESMAは、まだ発効していない基準に関してIAS第8号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」の要求事項を満たすために、定性的情報及び定量的情報の両方を提供する必要があると述べています。また、IFRS第15号の適用が進むにつれ、その影響に関する情報が合理的に見積可能とならなければならず、発行者は、本基準の適用に関する、より企業固有の定性的情報及び定量的情報を徐々に提供できなければならないとしています。

ESMAの見解としては、ほとんどの場合には、2017年の年次財務報告書で開示を行うのみでは適切ではないでしょう。影響が大きくなると予想される場合には、ESMAは、発行者が以下の事項を行うことを求めています:

- IFRS第15号を最初に適用する際に取る会計方針の選択に関する情報（例えば、完全遡及アプローチ、累積的にキャッチアップする移行方法又は実務上の便法を適用する会計方針など）を提供する。
- 内容（すなわち、当該影響によって、認識される収益額、時期又はその両方に修正が生じるかどうか）に応じて、及び収益の流れごとに、予想される影響を分解する。
- 財務諸表利用者が、IAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」及び関連する解釈指針における認識及び測定に関する既存の原則と比べて現行の実務の変更及びその主な発生要因を理解するように、当該影響の内容を説明する。

さらに、ESMAは、リスク管理に対する影響及び／又は発行者が規制された情報（発行者の財務コミュニケーション及び／又は年次財務報告書の他の部分）で使用する可能性がある代替的業績指標（APM）のうち、APMに関するESMAのガイドラインが適用されるものに対する影響がある場合には、それについて説明することを発行者に対して求めています。

最後に、ESMAは、IFRS第15号が適用されている期間中に企業集団内で本基準が首尾一貫して理解、適用されているかを検証する必要性を強調しています。

具体的な検討事項

本ステートメントでは、特定の事項についてさらに検討しており、新基準による変更は、収益が長期契約及び／又は複数要素契約を伴う契約（例えば、通信、不動産の建設、宇宙及び防衛分野又はソフトウェア会社など）から生じる発行者にとって、より大きなものになることが予想されると示しています。

また、発行者が、IFRS第15号の適用が自身の財務諸表に対し重大な影響を与えると予想する場合に、発行者の2016年のIFRSに基づく年次財務諸表で行う開示に係るスケジュールの例及びグッド・プラクティスについても示されています。

これには、以下の事項の開示が含まれます:

- IFRS第15号の主要な概念が、発行者のさまざまな収益の流れに対してどのように適用されるのかについての詳細な記述及び説明
- 移行時の実務上の便法（すなわち、累積的にキャッチアップする移行方法又は完全遡及適用）及び、例えば、完了した契約についての実務上の便法に係る予想される使用を含め、IFRS第15号を適用する際のスケジュールの説明
- 既知の又は合理的に見積可能な場合には、IFRS第15号の適用により起こり得る影響を定量化したもの
- 定量的情報が分からない又は合理的に見積可能ではないため、それが開示されていない場合には、利用者が発行者の財務諸表に対する予想される影響の大きさを理解することを可能とする追加的な定性的情報

次のステップ

2017年の期中財務諸表に対する影響についての議論も示されています。

本ステートメントは、IFRS第15号を適用した際の次のステップについて検討し、本基準の適用開始に関する開示に言及して締めくくっています。

英国の代表がEFRAGの金融商品ワーキング・グループに任命される

グラントソントンUK LLPにおける金融商品に関する報告部門の責任者であるAlan Chapmanが、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の金融商品ワーキング・グループ（FIWG）に任命された。

EFRAGのFIWGは、金融商品に関する報告上の問題に関して、EFRAGの技術専門家グループに支援を行っています。当該グループのメンバーは、金融商品に関する報告上の問題、より一般的に、IFRSの問題及び実務において相当の専門知識を有しています。

Alanは、UK GAAPとIFRSの両方における財務報告の専門家です。また、金融商品の会計処理においても多大な経験を有しており、金融負債か資本かの分類、複雑な財務構造が及ぼす会計上の影響、債務再構成及びヘッジ会計など、多くの複雑な問題を扱っています。

FIWGには、監査事務所や欧州における大手銀行の代表が含まれています。Alanは、監査事務所から任命された8名のうちの1人で、その他のメンバーは、PwC、KPMG、EY、デロイト及びマザーから任命されています。

Alanは、任命を受けたことについてコメントし、「EFRAGの金融商品ワーキング・グループに任命して頂き光栄に思っています。金融商品に関する報告は多様で、リスクの高い領域となることがあり、こうした問題及びその他のIFRSの問題や実務に関して当該グループが提供する専門知識は極めて重要です。当該グループの他のメンバーと連携し、こうした複雑かつ注目度の高い分野における自らの専門知識を共有することを楽しみにしています」と話しました。

グラントソントンの代表がフランスの技術組織に任命される

グラントソントン・フランスの技術部門の責任者であるEmmanuelle Guyomardが、フランスの公会計基準審議会の国際会計基準委員会に任命された。

本審議会は、主として公的資金（寄付を含む）の供給により非市場活動を行うすべての企業に対する会計基準の設定を任されています。

本審議会は、予算及び決算担当大臣（Minister of Budget and Public Accounts）により任命された会長が運営しており、18名のメンバー（9名は制度的に定められている者で、9名は外部の専門家である）で構成される審議会「le College」が合意のもとですべての決定を行います。会長及び本審議会は、3つの常任委員会と1つの運営委員会の支援を受けています。これら4つの常設委員会は、「中央政府及び政府系組織」、「地方自治体」、「社会保障機構」及び「国際会計基準」です。

本審議会は、国際公会計基準（IPSAS）審議会のディスカッション・ペーパー、コンサルテーション・ペーパー及び公開草案に対してコメントを提出します。

US GAAPとIFRSの比較に関する手引きを更新

米国のメンバーファームであるグラントソントンLLPが、その刊行物である「US GAAPと国際財務報告基準との比較（Comparison between US GAAP and International Financial Reporting Standards）」を更新した。

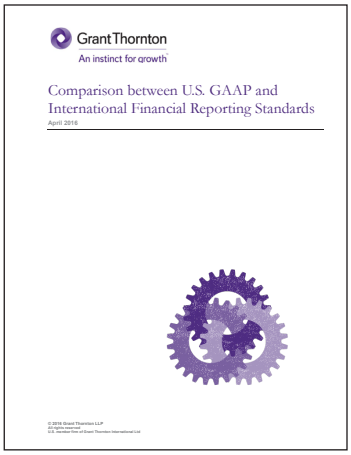

本刊行物は、読者が現行のUS GAAPとIFRSとの間において類似する又は異なる主要な領域を識別するうえで役立つことを意図したものです。また、US GAAP又はIFRSのいずれかにあまり詳しくない人が主な基準について理解するのを支援します。

2016年版では、2016年4月時点で公表されている基準に基づいて更新及び改定を行っています。

本手引きは、グラントソントンLLPのウェブサイトからダウンロードすることが可能です（www.grantthornton.com）。

Edward Haygarthがロンドン勅許会計士協会の会長に任命される

グラントソントン・インターナショナル・リミテッド（GTIL）IFRSチームのシニアマネジャーであるEdward Haygarthが、ロンドン勅許会計士協会の会長に任命された。本協会は、37,000名以上のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）メンバー及びロンドンの勅許会計士（ACA）トレイニーを支援している。

Edwardは、グローバルなIFRSチームの一員として、130か国以上のネットワークを構成するメンバーファームに支援を行っています。そうすることで得た技能（異なる文化の人々との連携など）は、ロンドンに本拠地を置くICAEWの勅許会計士協会で活躍する際に必ず役立つでしょう。

Edwardは、最も重要な責務の1つとして、290名の人々による討議の議長を務めました。英国の欧州連合加盟に関する国民投票の1週間前に行われた討議は、具体的な質問「英国は欧州連合（EU）に残留又は離脱した方がよいのか」に焦点を絞り、「イエス」又は「ノー」の投票結果による潜在的影響について検討しました。興味深いことに、参加した290名（主に会計士）のうち、228名が投票し、59名は離脱、169名は残留を支持しました。英国の国民投票の実際の結果は、もちろん全く異なるものでした（ブレグジットによる財務報告上の影響に関する本IFRSニュースの巻頭記事をご覧下さい）。

Edwardが、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドで得た国際的な経験をその職務に生かせることを喜ばしく思います。

その他のトピック－概要

IASBは今後5年間の作業においては「コミュニケーションの改善」を重要と位置づける

Hans Hoogervorst氏は、2016年7月1日からIASB議長として2期目を迎え、その任期中において財務諸表のコミュニケーションの有効性の改善を優先することを表明しました。

Hoogervorst議長は、チューリッヒで開催されたIFRS財団の年次の欧州での会議で講演を行い、より良いコミュニケーションは、今後5年間にわたってIASBの重要なテーマであると話しました。IASBは、「財務情報をどのように表示するのか、それをどのようにグループ化するのか、どのような形式で利用できるようにするのかを改めて見直します」。その際、代替的業績指標及び非財務情報について検討します。IASBの全体の目的は、財務諸表が企業の実体を可能な限り明瞭に伝えることを確実にすることにあります。

下表は、IASBが、計画されたワークストリームを通じて、どのようにこれらの目的の達成を計画しているのかを示しています。

ワークストリーム	主な焦点
基本財務諸表プロジェクト	• 財務業績、財政状態及びキャッシュ・フロー計算書の構成及び体系を改善する。 • IASBは、純損益計算書をさらにどの程度体系化すべきかを検討し、例えば、EBIT（金利・税金控除前利益）などの一部のIFRSに基づかない指標を定義することに取り組む可能性がある。
開示に関する取組み	• 開示の質を改善し、量を削減する。 • 重要性に関する実務記述書を最終確定する。
資本の特徴を有する金融商品（FICE）	• 負債と資本の区分を明確化する。 • 複雑な金融商品の認識及び表示に関する要求事項に焦点を絞ることによって、コミュニケーションの改善を図る。
デジタル報告	• IFRSタクソノミを詳細に検討する。 • 諸基準がより広範な経済上の報告ニーズをどの程度まで満たすことができるのか、及び満たすべきなのかを検討する。
非財務報告（例えば、持続可能性の問題）	• IASBが本領域に関与する程度を決定する。

また、Hoogervorst議長は、各法域が新しい及び現行のIFRS基準を適用するのを支援する上で、より積極的な役割を担うことについても言及しました。

IOSCOが非GAAP財務指標に関する声明を公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、非GAAP財務指標に関するガイダンスを最終化しました。

IOSCOの「非GAAP財務指標に関する声明」は、発行者による非GAAP財務指標の報告についてのメンバーのあらゆる経験に基づいて、非GAAP財務指標の開示上の枠組みを構成する12の要素を識別しています：

非GAAP財務指標の定義

- 表示されたそれぞれの非GAAP財務指標を定義し、算出の基礎についての明確な説明を行う。
- 非GAAP財務指標は、GAAP指標と区別されるような方法で明確に名称を付さなければならない。
- 非GAAP財務指標を表示する理由を説明する。
- 非GAAP財務指標は、発行者のGAAPで定められた標準化された意味を有しておらず、そのため、他の発行者が表示した類似の指標と比較可能でない場合もあることを明示する。

目的に偏りがないこと

- 非GAAP財務指標は、市場に不利な情報を表示するのを避けるために使用されるべきではない。

GAAP指標の方が非GAAP財務指標よりも目立つように表示されていること

- 発行者が非GAAP財務指標を表示する場合には、当該指標はGAAPに従って算出、表示された最も直接的に比較可能な指標よりも目立つように表示されるべきではない。

比較可能なGAAP指標への調整

- 非GAAP財務指標から、財務諸表に表示されている最も直接的に比較可能なGAAP指標への明確かつ簡潔な定量的調整を行い、あらゆる調整について説明する。
- 調整項目が財務諸表から直接入手できない場合には、調整では、当該数値がどのように算出されているかを示さなければならない。

一定期間にわたり一貫した非GAAP財務指標の表示

- 発行者が非GAAP財務指標を表示することを選択する場合には、比較対象期間について当該指標を示さなければならない。
- 発行者が表示する非GAAP財務指標は、一般的に、各期間にわたり継続的に表示されなければならない。

経常項目

- リストラクチャリングのコスト又は減損損失などの項目は、十分な説明がされない場合には、非経常、頻度が少ない又は異常として記述されるべきではない。

関連する情報へのアクセス

- 発行者が非GAAP財務指標に関して提供する情報は、投資家やその他の財務情報利用者が直ちにかつ容易にアクセスできるものでなければならない。。

IASBはIFRS第4号の修正を確認

IASBは、金融商品に関する新基準であるIFRS第9号を適用したことよって生じる可能性のある問題に対処するために、IFRS第4号「保険契約」を修正することを確認しました。

IFRS第4号を置き換える新しい保険契約基準は、年末頃に公表される予定であり、発効日は2020年以降になるでしょう。これは、新しい保険契約基準の強制発効日が2018年のIFRS第9号の発効日以降になることを意味します。保険契約を発行する企業は、IFRS第9号と新しい保険契約基準の両方による影響を受けるため、これらの2つの重大な会計上の変更を異なる日に実施することの実務上の困難に対して相当な懸念がありました。

これらの懸念に対処するにあたり、IASBは、IFRS第4号に以下の2つの修正を行う可能性が高いようです：

「上書きアプローチ」

- 保険契約を発行するすべての企業に対して、IFRS第9号を適用したことにより生じる可能性のある追加的な「会計上のボラティリティ」の一部を除外するよう純損益を修正する選択肢

「延期アプローチ」

- 支配的活動が保険契約の発行である企業に対して、IFRS第9号の適用を一時的に免除する選択肢

IFRS財団が体制とその有効性に関するレビューを完了

IFRS財団の評議員会（IASBのガバナンスと監督に責任を負う）は、評議員会が実施する5回目のレビューとなる、体制とその有効性に関するレビューを完了しました。

このレビュー結果を受け、評議員会は、透明性の向上のために変更を行い、より適切な地理的バランスを確保し、審議会の規模を縮小することになります。また、特に財務報告の技術変革の変化に焦点を当てて、IFRSの目的適合性を強固なものにするよう、各種の変更が行われます。

EFRAGのTEG（テクニカル・エキスパート・グループ）議長が欧州議会に向け講演を実施

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームの元グローバル・ヘッドであるAndrew Watchman議長は、2016年7月にIFRS第9号「金融商品」の影響に関する講演を欧州議会に向けて行いました。Watchman議長は、IASBのHans Hoogervorst議長と共に、IFRS第9号により、より多くの金融商品が公正価値で測定されることになるのか、及び当該基準が財務報告の複雑性にどのような影響を与えるのかといった論点について議論しました。

ICAEWが「会計上のインセンティブ及び制度」に関するペーパーを公表

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は、「会計上のインセンティブ及び制度：基準を超えた思考（Incentives and institutions in accounting: thinking beyond standards）」を公表しました。本ペーパーでは、会計上の結果に影響を及ぼすインセンティブ及び制度は、事務所や法域により異なるため、国際財務報告の目標は、完全な比較可能性を達成するのではなく、比較可能性を高めることであると考えられています。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
IAS第7号	開示に関する取組みーIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS第12号の修正)	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第28号	投資企業:連結の例外の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された(もともとは2016年1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012ー2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及びIAS第41号	農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及びIAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理(IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針（続き）

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出（IAS第19号の修正）	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2011−2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2010−2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS第39号の修正）	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示（IAS第36号の修正）	2014年1月1日	可（ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ）
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号	投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正）	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号の修正）	2014年1月1日	可（ただし、「開示ー金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある）

コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理（IFRS第3号及びIFRS第11号の修正案）	2016年10月31日

Grant Thornton
An instinct for growth™

www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド（GTIL）とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。